

令和3年度 那覇港輸出貨物増大促進事業（荷主対象）実証実験 公募要項

1. 支援の対象

対象者：県内、県外の輸出荷主企業

※委任状の提出により物流事業者(フォワーダー)も申請可能

仕向地：すべての方面

支援対象となる条件：

①対象貨物

前年度比の増減に関わりなく輸出貨物全体

(※ただし、交付決定通知以降に輸出された貨物に限る)

②対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間

③輸出貨物が「継続性のある商業貨物」であること。

…米軍関係の貨物等は対象外

④原則として、定期航路で輸出される貨物であること

2. 支援の種類及び補助金 P3～8 参照

- (1) 特定の貨物を、i)基本メニュー、ii)中古車メニュー、iii)飲料食料品メニューで重複して支援対象とすることはできない。
- (2) 本事業に応募する事業者は、希望する支援について、那覇港管理組合へ申請書類等を提出し、那覇港管理組合の審査を受けるものとします。
- (3) 応募事業者から提出された書類を基に、那覇港管理組合は予算の範囲内で支援額を決定・交付します。

3. 貨物の確認方法

B/L等の証明書類の写しによる確認。

4. 他の支援制度との関連

国、沖縄県、市町村による他の輸送費支援との重複は認めない。

5. モニタリング調査への協力

補助金の交付には、参加荷主のモニタリング調査（アンケート調査、ヒアリング調査等）への協力、輸送コスト資料の提出を条件とする。

6. お問い合わせ先

〈那覇港管理組合〉那覇港管理組合企画建設部みなと振興課（担当：與儀、比嘉）

TEL：098-868-2582 FAX：098-862-4233

E-mail：kat_yogi2019@nahaport.jp、yas_higa2020@nahaport.jp

〈受託業者〉株式会社 国建（担当：赤嶺、上間、田場）

TEL：098-862-1109 FAX：098-861-4255

E-mail：kenji_akamine@kuniken.co.jp kazufumi_uema@kuniken.co.jp

tatsuya_tabata@kuniken.co.jp

7. 参加申込み（交付申請）について

提出後の手戻りなどを避けるため、正式申請前に申請書類一式を一度事務局までメールにてご送付下さい。事務局にて申請書類のチェックを致します。

第1次締切：令和3年3月18日(木)午後5時必着 事務局チェックの後、申請書類一式を揃え押印の上ご提出下さい。

※令和3年4月1日から本実証実験を開始したい場合は、第1次締切までの提出が必須となります。その後は随時受け付け致します。

※本手続きは、令和3年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。従って、那覇港管理組合議会等において当初予算案が否決された場合、補助金交付決定を延期する場合があります。

【提出先】

〈受託業者〉株式会社 国建（担当：赤嶺、上間、田場）

TEL：098-862-1109 FAX：098-861-4255

E-mail：kenji_akamine@kuniken.co.jp kazufumi_uema@kuniken.co.jp

tatsuya_tabo@kuniken.co.jp

(1) 令和3年度事業のポイント

1) 基本メニュー

- ・全ての輸出貨物を対象とした補助（輸出貨物全体への基礎的補助：1階）を昨年に引き続き実施する。
- ・前年度*比で増加した貨物（新規を含む）に対する補助（増大貨物への補助：2階）を引き続き実施する。

※前年度の範囲：令和2年4月～令和3年3月

2) 中古車メニュー

- ・沖縄からの輸出におけるベースカーゴ候補として中古車を別枠で整理し、全ての輸出貨物を対象とした補助（輸出貨物全体への基礎的補助：1階）と前年度*比で増加した貨物（新規を含む）に対する補助（増大貨物への補助：2階）を引き続き実施する。

※前年度の範囲：令和2年4月～令和3年3月

3) 飲料食料品メニュー

- ・沖縄からの輸出が活発化しつつある飲料及び食料品について別枠で整理し、アジア向けの輸出ビジネスを輸送面から支援するものとして、全輸出貨物に対する補助を引き続き実施する。

4) 1申請者または1委任者当たりの上限額

- ①基本メニュー 基礎的補助(1階)：コンテナ単位及び自走貨物：30万円 混載：10万円
増大分補助(2階)：コンテナ単位及び自走貨物：50万円 混載：15万円
- ②中古車メニュー 基礎的補助(1階)と増大貨物補助(2階)の合計：100万円
- ③飲料食料品メニュー コンテナ単位及び自走貨物：80万円 混載：25万円

※なお、補助金額及び上限額は当該事業の予算の範囲内において、事務局において決定する。

6) 補助メニュー

6-1) 対象貨物、適用条件

表-1. 対象貨物、適用条件 (基本：輸出貨物全体への基礎的補助)

分類	輸送のタイプ	概要	適用条件等
A 一般貨物	分類B及びCを除く輸出貨物	①那覇港から輸出される一般貨物	・那覇港から定期航路を利用して輸出される貨物であること。

表-2. 対象貨物、適用条件 (基本：増大貨物への補助)

分類	輸送のタイプ	概要	適用条件等
A 一般貨物	分類B及びCを除く輸出貨物	①那覇港から輸出される一般貨物のうち、前年度比で増加した貨物（下記の②貨物を除く）	・那覇港から定期航路を利用して輸出される貨物であること。 ・前年度より輸出貨物が増加していること。
		②上記の①のうち、台湾向け又は台湾でトランシップする貨物	・那覇港から定期航路を利用して輸出される貨物であること。 ・前年度より輸出貨物が増加していること。並びに、台湾向け又は台湾でトランシップされるもの。

表-3. 対象貨物、適用条件 (中古車：輸出貨物全体への基礎的補助)

分類	輸送のタイプ	概要	適用条件等
B 中古車	中古車(トラックを除く)	①今後、継続して那覇港から輸出が見込める中古車(トラックを除く) ※重点貨物輸出計画書の提出が必要	・那覇港から定期航路を利用して輸出される中古車(トラックを除く)であること。 ※自動車専用船など不定期船での輸出は対象外とする。 ※適用の可否については、申請者から提出された「重点貨物輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。

表-4. 対象貨物、適用条件 (中古車：増大貨物への補助)

分類	輸送のタイプ	概要	適用条件等
B 中古車	中古車(トラックを除く)	①今後、継続して那覇港から輸出が見込める中古車のうち、前年度比で増加した中古車(トラックを除く、また下記の②貨物を除く)※重点貨物輸出計画書の提出が必要	・那覇港から定期航路を利用して輸出される中古車(トラックを除く)であること。 ・前年度より輸出台数が増加していること。 ※印は上記基礎的補助と同様
		②上記の①のうち、台湾向け又は台湾でトランシップする貨物	・那覇港から定期航路を利用して輸出される中古車(トラックを除く)であること。 ・前年度より輸出台数が増加していること。並びに、台湾向け又は台湾でトランシップされるもの。 ※印は上記基礎的補助と同様

表-3. 対象貨物、適用条件（飲料食料品）

分類	輸送のタイプ	概要	適用条件等
C 飲料食料品	飲料及び食料品	①那覇港から輸出される飲料及び食料品(下記の②及び③貨物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那覇港から定期航路を利用して輸出される飲料または食料品であること。 ・ <u>申請者単位で昨年度輸出実績がコンテナ貨物で年間 50TEU 未満(ドライ・リーファー合計)かつ、混載貨物で年間 250M3 未満(ドライ・リーファー合計)であること。</u> ※適用の可否については、必要に応じて申請者から提出された輸出許可通知書の統計品目番号を基に事務局にて判断する。
		②上記の①のうち、台湾向け又は台湾でトランシップする貨物(下記の③貨物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那覇港から定期航路を利用して輸出される飲料または食料品のうち、台湾向け又は台湾でトランシップされるもの。 ・ 前年度輸出実績数量並びに適用可否については同上。
		③上記の①のうち、香港着の貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那覇港から定期航路を利用して輸出される飲料または食料品のうち、香港着のもの。

6-2) 補助金単価

I. 基本メニュー

(1) 輸出貨物全体への基礎的補助 (1階)

分類	概要	貨物種類	補助金単価		
			種別	ドライ	リーファー
A 一般貨物 (「B 中古車」及び 「C 飲料食料品」 を除く)	①那覇港から輸出され る一般貨物	コンテナ 貨物	20ft 40ft 10ft・12ft 混載	2,000 円/個 3,000 円/個 1,400 円/個 400 円/M3	6,000 円/個 9,000 円/個 4,200 円/個 1,200 円/M3
		自走貨物	—	60 円/M3	—
[1 申請者または1 委任者当たりの上限額]		コンテナ貨物と自走貨物の合計：30 万円、混載貨物：10 万円			

(2) 増大貨物への補助 (2階)

分類	概要	貨物種類	補助金単価		
			種別	ドライ	リーファー
A 一般貨物 (「B 中古車」及び 「C 飲料食料品」 を除く)	①那覇港から輸出され る一般貨物のうち、前 年度比で増加した貨物 (下記の②貨物を除 く)	コンテナ 貨物	20ft 40ft 10ft・12ft 混載	10,000 円/個 15,000 円/個 7,000 円/個 2,000 円/M3	30,000 円/個 45,000 円/個 21,000 円/個 6,000 円/M3
		自走貨物	—	300 円/M3	—
A 一般貨物 (「B 中古車」及び 「C 飲料食料品」 を除く)	②那覇港から輸出され る一般貨物のうち、前年 度比で増加した貨物か つ台湾向け又は台湾で トランシップする貨物	コンテナ 貨物	20ft 40ft 10ft・12ft 混載	15,000 円/個 22,500 円/個 10,500 円/個 3,000 円/M3	45,000 円/個 67,500 円/個 31,500 円/個 9,000 円/M3
		自走貨物	—	450 円/M3	—
[1 申請者または1 委任者当たりの上限額]		コンテナ貨物と自走貨物の合計：50 万円、混載貨物：15 万円			

Ⅱ. 中古車メニュー

(1) 輸出貨物全体への基礎的補助 (1 階)

分類	概要	貨物種類	補助金単価
B 中古車	①今後、継続して那覇港からの輸出が見込める中古車(トラックを除く) ※輸出計画書を提出	コンテナ又は 自走貨物	20,000 円/台

(2) 増大貨物への補助 (2 階)

分類	概要	貨物種類	補助金単価
B 中古車	①今後、継続して那覇港からの輸出が見込める中古車のうち、前年度比で増加した中古車(トラックを除く、また下記の②貨物を除く) ※輸出計画書を提出	コンテナ又は 自走貨物	10,000 円/台
	②今後、継続して那覇港からの輸出が見込める中古車のうち、前年度比で増加した中古車(トラックを除く)かつ台湾向け又は台湾でトランシップする貨物 ※輸出計画書を提出	コンテナ又は 自走貨物	14,000 円/台
[1 申請者または 1 委任者当たりの上限額]		基礎的補助(1 階)と増大貨物補助(2 階)の合計 : 100 万円	

※定期航路 (コンテナ船、RORO 船) により輸出される中古車が対象。

自動車運搬船 (PCC) 等の不定期航路で輸出される中古車は対象外とする。

Ⅲ. 飲料食料品メニュー

分類	概要	貨物種類	補助金単価		
			種別	ドライ	リーファー
C 飲料食料品	①那覇港から輸出される飲料及び食料品（下記の②及び③貨物を除く）	コンテナ貨物	20ft	15,000 円/個	45,000 円/個
			40ft	22,500 円/個	67,500 円/個
			10ft・12ft	10,500 円/個	31,500 円/個
			混載	3,000 円/M3	9,000 円/M3
	②那覇港から輸出される飲料及び食料品のうち台湾向け又は台湾でトランシップする貨物（下記の③貨物を除く）	コンテナ貨物	20ft	18,000 円/個	54,000 円/個
			40ft	27,000 円/個	81,000 円/個
			10ft・12ft	12,600 円/個	37,800 円/個
			混載	3,600 円/M3	10,800 円/M3
	③那覇港から輸出される飲料及び食料品のうち香港着貨物	コンテナ貨物	20ft	21,000 円/個	63,000 円/個
40ft			31,500 円/個	94,500 円/個	
10ft・12ft			14,700 円/個	44,100 円/個	
混載			4,200 円/M3	12,600 円/M3	
[1 申請者または1 委任者当たりの上限額]		コンテナ貨物：80 万円、混載貨物：25 万円			

※適用条件は、申請者単位で前年度輸出実績がコンテナ貨物で年間 50TEU 未満(ドライ・リーファー合計)かつ、混載貨物で年間 250M3 未満(ドライ・リーファー合計)であること。

※当該メニューへの適用判断については、必要に応じて事務局において輸出許可通知書の統計品目番号を確認して判断する。

※全輸出量への補助

【令和3年度事業における留意事項】

※1 補助金額及び上限額は当該事業の予算の範囲内において、事務局において決定する。

※2 1 申請者または1 委任者当たりの上限額の設定は以下の通りとする。

補助メニュー	区分	コンテナ単位と 自走貨物の合計	混載貨物
基本メニュー	輸出貨物全体への基礎的補助(1 階)	30 万円	10 万円
	増大貨物への補助(2 階)	50 万円	15 万円
中古車メニュー	輸出貨物全体への基礎的補助(1 階)	100 万円	
	増大貨物への補助(2 階)		
飲料食料品メニュー	—	80 万円	25 万円